

高裁で

# 非常勤裁判、逆転勝訴 均等待遇の流れが大きく前進

## 「道理が通った」と喜びの涙

枚方市に働く非常勤職員に  
対し、給与条例と規則に基づ  
いて支払われた一時金と退職  
金(特別報酬)について、違法  
な公金支出であると主張して  
争われた住民訴訟。第一審の  
大阪地裁は、非常勤職員の仕  
事の実態は「常勤」であり、特  
別報酬の支給は適法と認めな  
がらも、給与条例の規定の仕  
方が不十分だという理由で、  
一時金と退職金の返還を命じ  
る不当判決を下した。

9月17日、第二審の大阪高  
裁判決が言い渡された。高裁  
は、地裁が認めた「常勤」実態  
を再び認定したうえで、給与  
条例主義にも違反しておらず、  
特別報酬の支給に何ら問題は  
ないとの判断を下した。  
20年働けば退職金、1年一

生懸命働いたら一時金といっ  
た人間社会の当然の道理がよ  
うやく認められた。

判決後に弁護士会館で開催  
された報告集会には140人  
を超える参加。城塚弁護士は  
「我々弁護士もがんばったが、  
市職労もがんばった。みんな  
で勝ち取った大勝利だ」と発  
言。大場・自治労連副委員長  
は、「新聞も読めないぐらいド  
キドキしながら新幹線で来た。  
今日この場に参加できたこと  
を大変うれしく思う」。公務公  
共一般の前副委員長の川西さ  
んは、「やっと非正規の賃金に  
光が当たってきた。公務だけ  
でなく、民間の人たちをも励  
ます判決だ」。

豊川弁護士は、「今日の判決  
はレベルが高く、説得力があ

る。大変手堅い内容だ」「当  
り前のことを認めさせたのは  
何と言っても運動と世論の力  
だ」。中西弁護士は、「一時金  
と退職金を合わせても正規と  
の差は歴然としている。この  
判決はゴールではない。まだ  
まだ前進しないとイケない」  
と檄を飛ばした。

河村弁護士は、「非常勤と  
いう呼称に法的な意味を認め  
ることはできない」とまで言  
い切った判決だ」と評価。最  
後に、枚方非常勤裁判をたた  
かう会の東野会長が、「返還請  
求される当事者たる非常勤組  
合員のがんばり、組合任せに  
しない自覚的な姿勢こそが実  
を結んだ」と当該の労をねぎ  
らい、会場は温かい大きな拍  
手に包まれた。

### 判決要旨

#### ■第一争点■ 地方自治法上、「非常勤」か「常勤」か。

【原告の主張】非常勤職員として採用されているのだから、地方自治法第204条1項の常勤の職員にはあたらない。よって、月額報酬以外に一時金や退職金といった特別報酬を受け取ることは違法である。

【判決】非常勤職員も常勤職員と同様、生計としての収入を得ることを主な目的として従事してきた。少なくとも週4日ないし月15日の出勤を義務づけられ、週勤務時間数は最短の職種でも週29時間を超えている。かつて常勤職員が担っていた業務を引き継いだり、あるいは常勤職員と共同して業務につく職種もある。

非常勤職員の勤務実態は常勤職員と大きく変わるものではなく、「非常勤」と呼称されていることに法的な意味を認めることはできない。

よって、本件非常勤職員は地方自治法203条にいう「非常勤」ではなく、204条に定める「常勤」に該当する。したがって、条例に基づくかぎり、地方自治法204条2項所定の一時金や退職金を受け取ることができる。

#### ■第二争点■ 給与条例主義に反しないか。

【原告の主張】枚方市が定めた条例には、非常勤職員に支給する特別報酬の金額を決定するに必要な具体的な基準を定めていないから、給与条例主義に違反し、違法・無効である。

【判決】非常勤の職種、職務内容、勤務形態は多様であり、その時々々の社会情勢に応じて多種多様な行政サービスを提供することが要請されている。よって、あらかじめ条例において固定的に規定するのは適切でない。規則において柔軟かつ機動的に対応できるように定めることに十分な合理性がある。

給与条例主義の趣旨は、住民から選挙で選出された議員で構成される議会が条例を制定することを通じて、公務員の給与を決定する市長に民主的統制をかけることにある。枚方市の条例をみると、給与の上限額と支給方法の基本的事項は定められており、その具体的な額を決めるための細則的事項を規則に委任するにとどまる。

したがって、給与条例主義に反するものではなく、枚方市が支払った特別報酬は適法である。

職場を基礎に要求で団結しよう